

( 公 印 省 略 )  
廃リ第122-65号  
令和7年3月10日

群馬県行政書士会会長 様

群馬県環境森林部  
廃棄物・リサイクル課長 松本 潔志

「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」  
の修了証の取扱いについて（依頼）

日頃、本県の廃棄物行政の推進に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和2年4月から、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止等されたことに伴い、群馬県では、申請時に添付を求めていた当該講習会の修了証について、更新許可申請に限り、理由書を提出することで、当該講習会の修了証が添付されていない申請書を受け付けてきました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症に移行し、当該講習会も従前の開催規模に戻っていることから、群馬県では令和8年4月1日以降の申請から、当該理由書による対応を終了し、本対応開始以前と同様に、更新許可申請書への有効期限内の修了証の添付を求めることとしましたので、お知らせします。なお、当該修了証の取得には、講習会の申込みから受講まで一定の期間を要することから、周知・移行期間（告知開始から令和8年3月31日までの約1年間）を設けることとします。

本件につきましては、当課ホームページ(群馬県産業廃棄物情報-(6)産業廃棄物収集運搬業について-産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 <https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131416.html>)に掲載しましたので、内容について御承知いただくとともに、会員への周知をお願いいたします。

なお、前橋市長及び高崎市長への許可申請については、各市に確認してください。

<担当>

産業廃棄物係

TEL : 027-226-2861, 2862, 2863

E-mail : sanpai@pref.gunma.lg.jp